株式会社〇〇再雇用制度規則

第１条　目的

　この規則は、株式会社〇〇就業規則○条に基づく再雇用制度について定める。

再雇用者が退職した事業所が、再雇用制度の適用対象であることが明文で確認できることが必要です。

第２条　適用範囲

　この規定は、株式会社〇〇及び次の関連企業を退職した者に適用する。

　　株式会社〇〇電算、株式会社〇〇物流、有限会社〇〇企画

第３条　資格要件

退職理由を問わない制度であっても、制度の対象となる退職理由に、「妊娠、出産」「育児」「介護」の全てが明記されていることが必要です。

次の各号のいずれにも該当する者であること

１　入社後１年以上在職したこと。

２　次のいずれかの理由により退職した者であること。

(1) 妊娠、出産

(2) 育児

(3) 介護

(4) 自己啓発（就学、資格取得等）

(5) 病気療養

(6) その他会社が認めた理由

退職理由と再雇用を希望することを会社が把握し、記録する制度になっていることが必要です。

　３　退職時又は退職後に、再雇用を希望する旨を申し出た者

第４条　手続き

　１　退職時又は退職後に、退職理由及び再雇用を希望する旨を書面により人事担当部署に申し出ること。

　２　会社は申出者のうち第３条の資格要件を満たす者を「再雇用希望者登録名簿」に記録し、登録証を交付する。

「退職前」と「再雇用時」の経験、能力等を評価、考慮して処遇、賃金等を決定する旨の記載が必要です。

　３　登録証を交付された者は、就労が可能となった場合、人事担当部署に採用希望時期を申し出ること。

第５条　採用

　１　中途採用を行う場合は、再雇用制度登録者に対して優先的に募集を行うこととする。

　２　再雇用制度登録者から応募があった場合は、本人の経験、能力等を勘案し、優先的に採用するよう努める。

「退職前」と「再雇用時」の経験、能力等を評価、考慮して処遇、賃金等を決定する旨の記載が必要です。

第６条　再雇用時の処遇・賃金

「退職前」と「再雇用時」の経験、能力等を評価、考慮して処遇、賃金等を決定する旨の記載が必要です。

再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業務・人員の状況等を踏まえ決定する。

「退職前」と「再雇用時」の経験、能力等を評価、考慮して処遇、賃金等を決定する旨の記載が必要です。

「退職前」と「退職から再雇用時まで」の経験、能力開発の実績等を評価、考慮して処遇、賃金等を決定する旨の記載が必要です。

第７条　再雇用後の配置・昇進・昇給等

再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わない。

・再雇用者について、同程度の経験、能力等の者と比較して、合理的な理由なく低い処遇、賃金等を適用しない制度となっていることが必要です。

・再雇用者について、異なる取り扱いを行わないのであれば当該規定はなくても差し支えありません。

第８条　再雇用者への教育訓練

　　会社は、再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。

附則

　この規則は、平成〇年〇月〇日から適用する。

（参考）

以下は必須の規定ではありません。

・離職期間を制限する場合は、３年以上で設定することが必要です。

・再雇用の対象年齢について、定年を下回る制限を設けていないことが必要です。

第3条　資格要件

　４　離職期間が１０年以内である者であること。

　５　再雇用時の年齢が○歳以下であること。